

カザフスタンにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	関税同盟諸国の制度の相違	・関税同盟の認可取得プロセスが三国間で異なるため、認可申請に準備する資料が異なる。また、三国でそれぞれ異なる通関チェックを行うため、国ごとに認可申請が必要となる場合がある。 改善なし (継続)	・三国間での共通の認可取得プロセスの構築と、通関時のチェック内容の透明化を望む。	・関税同盟技術基準 020/2011、004/2011
13	金融	日機輸	(1)	立替費用の現地への請求の困難	・当該国外(例えば日本)で立替払いする費用を後から当該国に請求できない。若しくは、請求が非常に困難である。	・当該国で負担すべき費用については、国外から費用請求ができるように欲しい。	
16	雇用	日機輸	(1)	労働許可証取得の困難	・就労VISA取得に際し、 - 主管者は労働許可取得不要。 - 2人目以降の駐在員は労働許可が必要であるが、認定条件として「カザフスタン人では遂行出来ない職務能力」を証明する必要があり、認定を受けることが非常に困難である。(若い駐在員の場合、殆ど不可能。) (継続)	・労働許可取得条件の緩和。	
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	認証取得情報のWeb公開	・認証取得と同時に製品のモデル名などが当局の Web サイトに公開される。製品発表前の新製品名が公開されてしまうことは販売戦略上、致命的である。 改善なし (継続)	・企業からの申請に基づき一定期間は機密扱いとして非公開にしている国もあるので、同様に対応して欲しい。	・関税同盟技術基準 020/2011、004/2011
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	ユーラシア関税同盟版のRoHSの適用除外のEU-RoHSとの不整合	・2016年12月に公布され、2018年3月1日施行。 調和規格の整備などが進み、また経過規定が認められ適合宣言書などの提出に2年間の猶予が設けられた。 しかし、複数の適用除外においてEU RoHSとの不整合がある点は改善されていない。TBT通報や政府のバイ会議などで意見を具申するも受け入れられず、EU RoHSと同内容で対応するしか無いと判断。 (変更)	・修正されることが望ましい。	・TECHNICAL REGULATION of the Eurasian Economic Union "On the restriction of the use of hazardous substances in electrical and radioelectronic equipment" (TR EEU37_2016)
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	違法企業取引法	・Criminal Code 215条に規定されているいわゆる「違法企業」と取引をした企業に罰金あるいは重税を課す事例があるが、処罰対象では違法企業であり、取引をした合法企業まで罰するのは不適切。 (継続)	・同215条は違法企業を定義するのではなく、不正取引を規定し、実際に不正行為を行った方をのみ罰する形とすべき。	・Criminal Code Article 215

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。